

代表事業者名:

まる〇〇製茶

1. 取組面積ポイント (注1、注2参照)	
本事業で取組む合計面積について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(1)
1ha以上 : 10ポイント	10
70a以上1ha未満 : 8ポイント	
50a以上70a未満 : 6ポイント	
30a以上50a未満 : 4ポイント	
30a未満 : 2ポイント	
2. 取組農家ポイント	
本事業に取組む事業実施主体数について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(2)
20人以上 : 10ポイント	2
15人以上20人未満 : 8ポイント	
10人以上15人未満 : 6ポイント	
5人以上10人未満 : 4ポイント	
5人未満 : 2ポイント	
3. 伊勢茶販売ポイント (注3参照)	
代表事業者による伊勢茶ブランドとしての販売について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(3)
実績有り : 20ポイント	20
予定有り : 10ポイント	
実績も予定も無し : 0ポイント	
4. 輸出ポイント (注4参照)	
代表事業者による伊勢茶ブランドとしての輸出について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(4)
実績有り : 10ポイント	0
予定有り : 5ポイント	
実績も予定も無し : 0ポイント	
5. 産地構造改革ポイント	
産地構造改革プロジェクトの取組状況について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(5)
産地構造改革に取り組んでいる事業実施主体が含まれている : 20ポイント	20
産地構造改革に取り組む予定の事業実施主体が含まれている : 10ポイント	
実績も予定も無し : 0ポイント	
6. 有機栽培ポイント	
有機栽培の取組について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(6)
プログラム策定団体に有機JAS認証事業者が含まれている : 10ポイント	0
プログラム策定団体に有機JAS認証の取得を予定している事業者が含まれている : 5ポイント	
有機JAS認証に取り組む予定はない : 0ポイント	
7. 改植ポイント	
直近3年以内の改植の取組について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(7)
直近3年以内(R6.1.1~申請日まで)に改植を実施した事業実施主体が含まれている : 5ポイント	5
直近3年以内(申請日以降~R11)に改植を予定している事業実施主体を含んでいる : 3ポイント	
改植に取り組む予定がない : 0ポイント	
8. 優先採択ポイント	
本事業への申請回数について、次の配分基準に基づくポイントを記入。	(8)
本事業への申請回数が3回目 : 25ポイント	30
// 2回目 : 20ポイント	
// 1回目 : 0ポイント	
ポイント合計点	87

(注1) 取組面積ポイントについて、「製茶ラインの機能向上」での取組面積は、事業実施主体の経営面積のうち、対象製茶ラインをもって加工される茶葉の生産面積の累積とすること。

(注2) 取組面積ポイントについて、「被覆栽培の導入」と「製茶ラインの機能向上」の取組を行う場合、「製茶ラインの機能向上」に関する取組面積のみで計算すること。ただし、「被覆茶」を機能向上した製茶ラインで加工しない場合は合算すること。

(注3) 伊勢茶販売ポイントについて、対象となる販売は、代表事業者名義並びに自社名義での販売のみとし、茶葉等を他社に提供して販売されているものは含めない。

(注4) 輸出ポイントについて、対象となる輸出は、海外で代表事業者名義並びに代表事業者の自社名義での販売のみとし、茶葉等を他社に提供して販売されているものは含めない。